

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立 ・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正 ・ 保安林の指定の予定 ・ 道路の区域変更（2件） ・ 道路の供用開始 ・ 高潮浸水想定区域の指定 ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県准看護師試験の実施 ・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件） ・ 土地改良区の役員の退任 ・ 土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定 ・ 測量の実施（2件） ・ 落札者等 <p>◎ 人事委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の子育休等に関する規則の一部を改正する規則 ○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ○会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 <p>◎ 正 誤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年9月1日付け長崎県公報号外（3）中 	<p>所管課（室）名</p> <p>水 産 経 営 課</p> <p>//</p> <p>林 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>//</p> <p>港 湾 課</p> <p>砂 防 課</p> <p>医 療 人 材 対 策 室</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>//</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>警 察 本 部 会 計 課</p> <p>人 事 委 員 会 事 務 局</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>林 政 課</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

長崎県告示第469号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
郷ノ浦町加入区	郷ノ浦町初山東触の区域の小型合併漁業

郷ノ浦町加入区	郷ノ浦町長島の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）
宇久小値賀第1加入区	斑島郷の区域の小型合併漁業（主としてタチ魚曳縄を営む漁業。）

長崎県告示第470号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（平成30年長崎県告示第643号）の一部を次のように改正する。
 令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

上対馬町加入区	上対馬町漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 2 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）、小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業 4 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 5 旧豊崎漁業協同組合豊支所の区域の小型合併漁業 6 旧豊崎漁業協同組合泉支所の区域の小型合併漁業 7 旧豊崎漁業協同組合の唐舟志の区域の小型合併漁業 8 旧豊崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業（5、6及び7に掲げる以外の小型合併漁業） 9 旧西泊湾漁業協同組合の区域の小型合併漁業 10 旧鰐浦漁業協同組合の区域の小型合併漁業
---------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

を

「

上対馬町加入区	上対馬町漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 2 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び大型定置漁業 4 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 5 旧豊崎漁業協同組合豊支所の区域の小型合併漁業 6 旧豊崎漁業協同組合泉支所の区域の小型合併漁業 7 旧豊崎漁業協同組合の唐舟志の区域の小型合併漁業 8 旧豊崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業（5、6及び7に掲げる以外の小型合併漁業） 9 旧西泊湾漁業協同組合の区域の小型合併漁業 10 旧鰐浦漁業協同組合の区域の小型合併漁業 11 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
---------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

に改める。

長崎県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする。

する旨の通知を受けた。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

長崎市高浜町字向峠4066の1、4069、4070の1、字上風破キ4434・4438・4442・4443・4446の1・4446の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4437、4439の1、4439の2、4440、4445の2、4446の3、4446の4、字古里大平4456（次の図に示す部分に限る。）、4447、4448、4451の1、4451の2、4452、4454の1、4454の2、4455、4461の2、4466の1、4470、4472、4473、字杭長迫4528、4551から4555まで、4557から4559まで、4561から4563まで、4565、字下拂4639、字古里4703、4705

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上風破キ4440・4446の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4434、4437、4438、4439の1、4442、4443、4446の1、4446の2、字古里大平4473（次の図に示す部分に限る。）、4456、字杭長迫4552・4558・4562（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4553、4557、字古里4703（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 389号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市南有馬町己字上清谷2611番1地先から 南島原市南有馬町己字山留2497番1地先まで	前	12.6~35.5	27.4	
	後	12.6~31.7	27.4	

長崎県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市原口町丙391番1地先から 官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字上新高野84番1）まで	前	40.5～42.2	49.5	
	後	39.2～42.8	49.5	

長崎県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市原口町丙391番1地先から 官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字上新高野84番1）まで	令和7年9月19日

長崎県告示第475号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第2項の規定により、高潮浸水想定区域（想定最大規模高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域）を次の1のとおり定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、次の1に記載する縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 次の沿岸に係る高潮浸水想定区域の指定

番号	沿岸名	縦覧場所
1	橘湾沿岸	長崎県土木部港湾課
2	松浦沿岸	

長崎県告示第476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成28年長崎県告示第303号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
長崎(時津)-(急)-116-2	西彼杵郡時津町浜田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の

長崎(時津)-(急)-117	西彼杵郡時津町浜田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	図面において表示
長崎(時津)-(急)-117-2	西彼杵郡時津町浜田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(時津)-(急)-117-3	西彼杵郡時津町浜田郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域	

公 告

長崎県准看護師試験の実施（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により令和7年度長崎県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験日時

令和8年2月10日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

- ながさき看護センター（諫早市永昌町23番6号）
- 長崎県立五島高等学校（五島市池田町1番1号）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和8年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和8年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和8年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和8年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和8年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、長崎県知事が適当と認めたもの

5 試験方法

四肢択一式による筆記試験

6 受験手続

- 受験願書の請求

ア 請求先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

イ 請求方法

直接来庁し請求する場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで。

郵送で請求の場合は、封書の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、180円切手を貼付すること。

(2) 受験願書の提出

ア 提出先

受験願書の請求先と同一

イ 郵送の場合は「准看護師試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便で送ること。

なお、郵送、持参に関わらず「簡易書留」と記載した返信用封筒を提出すること。返信用封筒は長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、460円切手を貼付すること。

(3) 願書受付期間

令和7年12月15日（月）から令和7年12月19日（金）までとする。

郵送の場合は令和7年12月19日（金）の消印まで有効とする。

(4) 提出書類

ア 受験願書（「受験資格証明書」欄に、学校養成所長の証明を受けること。）

イ 写真（出願前6か月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6cm×横4cmのものを受験願書に貼付すること。）

ウ 受験願書入力用紙

エ 返信用封筒

(5) 受験手数料

6,900円

次のいずれかにより納付すること。

ア 長崎県電子申請システムに設ける納付手続き（納付後に当該納付手続きの整理番号を受験願書に記入すること。利用可能な決済手段（クレジットカード等）は手続き画面で確認可能。）

イ 振興局等の納付窓口（納付後に交付される利用明細書を受験願書に貼付し、消印しないこと。納付窓口の場所や利用可能な決済手段は長崎県公式ウェブサイト等で確認可能。）

ウ 手数料納付書（金融機関の窓口で現金により納付。納付済証（納付後に窓口で受領）及び納付済証照合票（手数料納付書の控え部分から切り離し）を受験願書に貼付し、消印しないこと。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

(6) 受験票の交付

受験票は令和8年1月31日（土）までに郵送により交付する。

なお、同日までに届かないときは、下記の「10 問い合わせ先」へ問い合わせること。

7 合格発表

令和8年3月11日（水）午前10時 長崎県庁行政棟1階エントランスホールに掲示し、長崎県公式ウェブサイトにも掲載する。合格者には、合格証書を交付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

8 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定に基づき、以下の要領で、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示の対象とする内容

総得点及び科目別得点

(2) 開示できる者

受験生本人に限る。

(3) 開示期間

合格発表の日から1か月間の午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(4) 開示請求方法

開示希望者は、下記のいずれかの書類を長崎県福祉保健部医療人材対策室へ持参すること。

なお、クによる場合は、事前に長崎県福祉保健部医療人材対策室あて問い合わせること。

- ア 運転免許証
- イ 日本国旅券
- ウ 学生証又は社員証
- エ 各種健康保険の被保険者証
- オ 各種年金手帳
- カ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等
- キ 個人番号カード

ク アからキまでに掲げる書類を所有しない場合に、本人であることを証明するに足ると長崎県福祉保健部医療人材対策室長が認める書類

9 その他

- (1) 受験願書の提出の際、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者については、令和8年3月4日（水）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること（必着）。
- (2) 上記(1)の提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者は、学校養成所長による卒業予定日を明示した遅延を証する書類を令和8年3月4日（水）午後5時までに提出すること（必着）。その者における修業証明書又は卒業証明書の提出期限は、令和8年3月10日（火）正午までとする（必着）。
- (3) 上記(1)及び(2)の書類提出先は、受験願書の提出先と同一とする。また、上記(1)及び(2)に該当する者については、それぞれの提出期限までに修業証明書又は卒業証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。
- (4) 災害の発生等によって試験の時間等に変更が生じた場合は、長崎県公式ウェブサイトにもその旨を掲載し周知する。

10 問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班
電話：095-895-2423

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市上対馬町西泊357番地
犬束 和実
長崎県対馬市上対馬町泉694番地21
辻 康
- (2) 加入区
上対馬町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上対馬町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市上対馬町西泊206番地
上対馬町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県雲仙市瑞穂町古部乙92番地3

鈴木 幹雄

長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛723番地

石田 誠一郎

(2) 加入区

瑞穂加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

諫早湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県諫早市小長井町小川原浦499番地

諫早湾漁業協同組合

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、横手土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
久 家 安 弘	佐世保市横手町547-1

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、西海市土地改良区の土地改良事業計画を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の土地改良事業計画書（西海市土地改良区 維持管理計画書）

2 縦覧期間

令和7年9月19日から令和7年10月9日まで

3 縦覧場所

平 日：西海市役所 西海ブランド振興部 農林緑推進課

土日祝日：西海市役所 本庁 宿直室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、川棚町長か

ら公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡川棚町	令和7年9月1日から 令和7年12月19日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
北松浦郡佐々町（全域）	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年9月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品等又は特定役務の名称及び数量
仮想化基盤機器の賃貸借及び保守 1式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 調達方法
賃貸借
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和7年8月21日
- 落札者
長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏
- 落札価格
654,780,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日
令和7年7月1日
- 落札方式
最低価格

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第17号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第14条 育児休業条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>(部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更の手続)</p> <p>第16条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）</u>の手続は、次の各号に掲げる事項を記載した部分休業簿を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 請求者の職及び氏名</p> <p>(2) <u>部分休業の承認の請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日</u></p> <p>(3) <u>第2項申出月日及び申出の内容</u></p> <p>(4) <u>第3項変更月日、変更後の内容及び変更が必要な事情</u></p> <p>(5) <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認の請求に係る次に定める事項</u> ア 請求をする期間 イ 請求月日</p> <p>(6) <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認の請求に係る次に定める事項</u> ア <u>その1年に承認の請求をすることができる第2号部分休業の時間数</u> イ 請求をする期間 ウ 請求時間数 エ 残時間数 オ 請求月日</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>第3条第3項の規定は、部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更について準用する。</u></p>	<p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第14条 育児休業条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、<u>1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u></p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第16条 部分休業の承認の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した<u>部分休業承認請求書</u>を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 請求者の職及び氏名</p> <p>(2) <u>請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄</u></p> <p>(3) <u>部分休業をしようとする時間</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項</u></p> <p>2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>

附 則

この規則は令和7年10月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（介護休暇） 第14条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間） 第15条 略 2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は第13条第8号の特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、<u>1日につき2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間）</u> 第21条の2 条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、<u>対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p>	<p>（介護休暇） 第14条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間） 第15条 略 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は第13条第8号の特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。</p>

附 則

この規則は令和7年10月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第19号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（休暇の算定） 第18条 略 2 前条第2項第4号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ<u>4時間</u>（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</p>	<p>（休暇の算定） 第18条 略 2 前条第2項第4号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</p>

3 前条第2項第5号に規定する休暇の単位は、30分とし、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第23条第3項に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（前条第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

3 前条第2項第5号に規定する休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）（職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第23条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和7年9月1日付け長崎県公報号外（3）中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1	5	公告	告示
1	7	公告	告示

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
印
弥